

## 2. 社会資本整備等

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度	2017年度				
コンパクト・プラス・ネットワークの形成	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><b>&lt;①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新&gt;</b></p> <p><b>【立地適正化計画の作成促進】</b></p> <p>■ 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の作成を促進</p> <p>都市機能や居住を誘導・集約するための立地適正化計画制度の創設(2014年度)</p> <p>立地適正化計画を作成する市町村数【目標：2020年までに150市町村】</p>							
<p>立地適正化計画制度の周知・普及、市町村による同計画の作成に対する予算措置等による支援(2014年度～)</p> <p>関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じて、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を策定し、市町村に情報提供を行った。また、2016年度予算において支援施策の充実を図った。(国土交通省)</p> <p>地方公共団体における立地適正化計画の策定及びそれに基づく取組を支援するため、同計画を継続的にモニタリングするとともに、策定された計画の実例を公表し、さらに、コンパクト・プラス・ネットワーク実現のための先進的な取組の事例を収集し、国土交通省HPにおいて公表する。(国土交通省)</p> <p>《国土交通省》</p>								

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
コンパクト・プラス・ネットワークの形成		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p><b>&lt;①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新&gt;</b>  <b>【立地適正化計画の実施促進】</b>  <b>■ 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の実施を促進</b></p>							
	予算措置等の創設 (2014年度)	立地適正化計画に基づき、誘導施設や公共交通ネットワークの整備など、都市機能の立地誘導等に対する予算措置等による支援							
	コンパクトシティ 形成支援チーム設置 (2015年3月～)	<p>コンパクトシティ形成支援チームを通じた、市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実</p> <p>関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じて、コンパクトシティに関連する支援措置等を一望できる支援施策集を策定し、市町村に情報提供を行った。また、2016年度予算において支援施策の充実を図った。 (国土交通省)</p>							
		<p>【モデルケース化・横展開(2015年度～)】          目指す都市像や目標値が明確で、コンパクトシティによる効果の発揮が期待され、他の市町村の参考となる取組について、関係省庁が連携して支援</p> <p>大都市、中規模都市、小規模都市などの都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成により、地域の発意による具体事例を踏まえたノウハウの蓄積、横展開を2016年度から実施する。 (国土交通省)</p>							
	《コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)》								
								立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 【目標：2020年までに100市町村】	
								市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 【目標：2020年までに100市町村】	
								公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 【目標： 三大都市圏 90.5%→90.8% 地方中核都市圏 78.7%→81.7% 地方都市圏 38.6%→41.6% ※(2014年度→2020年度)】	

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
コンパクト・プラス・ネットワークの形成		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><b>&lt;①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新&gt;</b>  <b>【立地適正化計画の実施促進】</b>  <b>■ 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の実施を促進</b></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【個別市町村の取組の成果の「見える化」、継続的な検証(2015年度～)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対し、経済財政面・健康面など、コンパクトシティ化による多様な効果に関する指標を提供し、他の都市との比較を通じて、これらの効果を事後的に検証することを推奨</li> <li>・支援チームを通じ、市町村における取組の進捗状況や効果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証</li> <li>・健康面の指標の開発は速やかに検討着手</li> </ul> <p>【都市計画基礎データの利用環境を充実させるため、人の属性ごとの行動データの把握等によるデータの充実を2016年度から行う。また、これらのデータを容易に利用できるようG空間情報センターを活用したシステムの運用を2017年度から開始する。】 (国土交通省)</p> <p>【コンパクトシティがもたらす多様な効用を明らかにするため、歩行量など健康面に関する指標、賑わいなどの経済効果、料金等により比較可能な財政効果等の指標を開発し、2016年度中に提供する。】 (国土交通省)</p> <p>【歩行量に関する指標については、都市規模別等に住民の歩行量を整理・分析するとともに、多様な調査手法等についてガイドラインの策定を2016年度中に行う。】 (国土交通省)</p> <p>【地方公共団体における立地適正化計画の策定及びそれに基づく取組を支援するため、同計画を継続的にモニタリングするとともに、策定された計画の実例を公表し、さらに、コンパクト・プラス・ネットワーク実現のための先進的な取組の事例を収集し、国土交通省HPにおいて公表する。】</p> </div> <p>《コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)》</p>								
								立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 【目標：2020年までに100市町村】	市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 【目標：2020年までに100市町村】
								公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 【目標： 三大都市圏 90.5%→90.8% 地方中枢都市圏 78.7%→81.7% 地方都市圏 38.6%→41.6% ※(2014年度→2020年度)】	

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
公共施設のストック適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞</p> <p>＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞</p> <p>【公共施設等総合管理計画等の策定促進】</p> <p>■地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援</p>							
	<p>計画の策定を総務大臣通知により要請(2014年4月)</p> <p>《総務省》</p>							公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】
	<p>計画策定経費への特別交付税措置等(2014年度～2016年度)による計画策定の支援</p> <p>《総務省》</p>							
	<p>公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通し(老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等)を踏まえて策定するよう引き続き促進</p> <p>《総務省》</p>							個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【目標：2020年度末までに100%】
	<p>公共施設等総合管理計画を策定(～2016年度)</p> <p>《地方公共団体》</p>							
	<p>地方公共団体が策定する個別施設計画において、計画期間内に要する対策費用の概算等を整理するよう促すとともに、個別施設計画の策定に必要な技術的支援等を実施(2013年度～2020年度)</p> <p>《関係省庁》</p>							

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度					2018年度
公共施設のストック適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞</p> <p>＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞</p> <p>【公共施設等総合管理計画等の策定促進】</p> <p>■地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援 (施設の集約・複合化を促すガイドライン等の策定・周知)</p>								
	<p>上水道については、厚生労働省において、人口減少社会の到来等の事業環境の変化に対応した計画的な水道施設の更新に向け、施設の統廃合・再構築の事例(2010年3月策定)やアセットマネジメントの手引き(2009年7月策定)等を周知。引き続き、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会等の機会を通じて先進事例等の情報共有を図り、水道事業者の取組を促進。</p>								
	《厚生労働省》								
	<p>污水处理施設については、国土交通省、農林水産省、環境省が共同して「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を2014年1月に策定するとともに、地方公共団体への説明会を開催し、都道府県構想の見直しを要請</p>								
	《国土交通省、農林水産省、環境省》								
	<p>学校施設については、文部科学省が「適正規模・適正配置等に関する手引」を2015年1月に策定するとともに、統合を決断した学校への教員定数の加配等の支援策の提供を通じて、適正規模や適正配置に関する地方公共団体の取組を促進。</p>								個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【目標：2020年度末までに100%】
	《文部科学省》		都市公園については、都市機能の向上等に資する都市公園のストック再編を推進するため、国土交通省において、統廃合を行う場合の考え方、事例等を取りまとめる			ガイドラインとして周知を行う予定			
	《国土交通省》								
			公営住宅については、国土交通省において、建替えの機会を捉えた再生・再編や民間住宅ストックの活用等に関する地方公共団体の具体的な取組事例を取りまとめる			ガイドラインとして周知を行う予定			
《国土交通省》									
個別施設計画の策定(～2020年度)									
《関係省庁》									

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度	2017年度					2018年度
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
公共施設のストック適正化	<p>＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞</p> <p>＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞</p> <p>【公共施設に関する情報の「見える化」】</p> <p>■ 地方公共団体の保有する公的ストックの状況を「見える化」し、その適切な利用を促す。</p>								
	地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請(2015年1月)	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備(～2017年度)						固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】	
	《総務省》	各種研修の実施により地方公共団体を支援							
	公会計のマニュアルの公表 《総務省》	標準的なソフトウェアの提供							
		個別団体ごとの資産老朽化比率や一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報について、経年比較や類似団体比較を実施した上で各団体の分析コメントを付して公表							
	《総務省》								

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
公共施設のストック適正化	<p>＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞</p> <p>＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞</p> <p>【公共施設等総合管理計画等の具体化促進】</p> <p>■事業債の活用により地方公共団体が行う公共施設の集約化・複合化等を具体的に支援。</p>							
	<p>除却事業に係る地方債(2014年度～)による施設の除却支援</p> <p>《総務省》</p>							
	<p>公共施設最適化事業債(2015～17年度)による集約化・複合化支援</p> <p>(公共施設最適化事業債を活用した公共施設の集約化・複合化のための支援措置を講じた(過疎地や辺地における一定の施設については、過疎債や辺地債も活用可能となっている)。また、支援措置の運用上の取扱いとして、施設整備に際して、総合管理計画を踏まえた検討を行うよう通知した。)</p> <p>(総務省)</p>							
	<p>地域活性化事業債(2015～17年度)による転用支援</p> <p>《総務省》</p>							
	<p>■ 地方公共団体による公共施設の集約化・複合化を含む老朽化対策を促進するための支援を講じる。</p>							
	<p>民間資格の登録制度の創設(2014年度～)や国・地方公共団体の施設管理者が一堂に会する会議の開催(2014年度～)、包括的民間委託の導入に向けた検討の推進等を実施</p> <p>《国土交通省》</p>							
	<p>維持管理に関する基準・マニュアルの整備や、研修の充実・強化などの技術支援</p> <p>《関係省庁》</p>							
	<p>防災・安全交付金における長寿命化計画の策定要件化などにより、老朽化対策を財政的に支援</p> <p>《関係省庁》</p>							
	<p>道路橋等における直轄診断(2014年度～)や道路管理者からの要請に基づく修繕代行事業や大規模修繕・更新補助事業(2015年度～)を実施・支援</p> <p>《国土交通省》</p>							
	<p>施設の集約化・複合化等を実施(公共施設最適化事業債等を活用)した地方公共団体数</p> <p>【目標：－】</p> <p>※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする</p>							



# 経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
公共施設のストック適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞</p> <p>＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞</p> <p>■ 総合管理計画の進捗状況や推進に当たっての課題をモニターする仕組みの構築</p>								
	<p>施設更新等の経費見込みや延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、資産老朽化比率や毎年度の取組内容も含めて横比較できるように各地方公共団体分を統合したものを総務省ホームページで公表</p>								
	<p>（地方公共団体が保有する施設について、公共施設等総合管理計画や個別施設計画において、中長期の維持管理・更新費の見通しを、比較可能なように、一定期間を定め明らかにし、それを住民一人当たり費用（利用料金を徴収する施設についてはそれも含む）として、時系列に費用・料金の増減が分かるように示すことを着実に推進する。 （総務省他関係府省庁）</p>								
	<p>（地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画や個別施設計画で得られたデータの「見える化」や、上下水道などの地域の公的ストックが抱える課題について住民や議会における理解を深める「分かる化」を進めるため、データの分析や説明方法等を示したガイドラインを策定する。 （総務省他関係府省庁）</p>								
<p>各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表</p>									
<p>資産老朽化比率等の複数の指標を適切に組み合わせることで経年比較や横比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」</p>									
<p>（公共施設等総合管理計画のデータを活用し、全国的に総覧できるようグラフ化されたシートを作成・公表するなど「分かる化」の取組を進める。 （総務省）</p>									
<p>《総務省》</p>									
<p>■ 公共施設の集約・再編、廃止等の状況を点検する仕組みの構築</p>									
<p>個別施設計画等に基づく集約・再編、廃止等の状況を点検する仕組みを構築</p>									
<p>仕組みに基づき取組状況を毎年度点検</p>									
<p>《関係省庁》</p>									

（再掲）  
施設の集約化・複合化等を実施（公共施設最適化事業債等を活用）した地方公共団体数  
【目標：－】

※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度	2017年度					2018年度	
国 公 有 資 産 の 適 正 化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会						
	<p>＜④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進＞</p> <p>【公共施設等総合管理計画等の具体化促進および国公有資産情報の「見える化」】</p> <p>■ 地方公会計の整備等により、国公有資産の「見える化」を支援</p> <p>1) 国公有財産の「見える化」</p>									
	<p>国公有財産は、原則としてすべての資産情報(売却予定、貸付募集を含む)を公開</p>							(再掲)	公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数	
	《財務省》								【目標：2016年度末までに100%】	
	2) 地方公共団体が保有する資産の「見える化」の促進									
	地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請(2015年1月)	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備(～2017年度)								
	《総務省》	各種研修の実施により地方公共団体を支援							(再掲)	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数
	公会計のマニュアルの公表	標準的なソフトウェアの開発提供							【目標：2017年度末までに100%】	
	《総務省》	固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用								
	《総務省》	保有する財産の活用や処分に関する基本方針は、固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で検討								
				《総務省》						

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度						
国 公 有 資 産 の 適 正 化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会						
	<p><b>&lt;④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進&gt;</b>  <b>【公共施設等総合管理計画等の具体化促進および国公有資産情報の「見える化」】</b>  <b>■ 地方公会計の整備等により、国公有資産の「見える化」を支援</b>                      1) 国有財産の「見える化」</p>									
	<p>国有財産は、原則としてすべての資産情報(売却予定、貸付募集を含む)を公開</p>							(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】		
	《財務省》	2) 地方公共団体が保有する資産の「見える化」の促進								
	地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請(2015年1月)	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備(～2017年度)								
		各種研修の実施により地方公共団体を支援								
	《総務省》	標準的なソフトウェアの開発提供							(再掲) 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】	
	《総務省》	固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用								
		<p>・ 2017年度までに固定資産台帳の整備を着実に進め、関係省庁と連携して、公有財産の有効活用のヒントとするため、未利用地等の有効活用の先進事例を収集・整理し、公表することによって横展開を図る。(総務省)</p> <p>・ 固定資産台帳を単なる個別の台帳として整理するだけでなく、そこから得られたデータを自治体の低未利用資産の全体量や一人当たりの保有量の形で公表することにより課題を地域で共有できるよう、「見える化」に留まらず、さらに「分かる化」への工夫について、検討を進める。(総務省)</p>								
	《総務省》	保有する財産の活用や処分に関する基本方針は、固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で検討								
				《総務省》						

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度	2017年度					2018年度
国公有資産の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<b>&lt;④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進&gt;</b> <b>【未利用資産等の活用促進】</b> <b>■未利用資産等の活用促進</b>								
	国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望の受付け、利用要望が無い場合は一般競争入札により処分							(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】  (再掲) 固定資産台帳を含む統一した基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】	国有地の定期借地件数 ※目標は設定せず、件数をモニターする
	・介護施設整備にかかる国有地の活用を目的として、政策的に必要な期間、地域、施設に限り、国有地について定期借地権による貸付契約を締結する場合は、当初10年間貸付料を減額することとした。(財務省)								
	《財務省》								
	公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開								
	《総務省》								
	<b>■地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検</b>								
	全市町村等と財務省財務局・財務事務所で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う(2015年度～)								
	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑								
各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う									
《財務省、総務省、国土交通省等》									

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度							
PPP/PFIの推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜⑤ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進＞</p> <p>＜⑥ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築＞</p> <p>■PPP/PFIアクションプランの推進</p>							
	「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の見直し・拡充 (2015年度)	<p>更なる活用・促進(2016年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな事業規模を定めた改定アクションプランを着実に実行し、毎年度フォローアップを行い、その結果を公表する。</li> <li>・新たな重点分野及びその数値目標として、文教施設（スポーツ施設、社会教育施設、文化施設）3件及び公営住宅6件を設定することとする。</li> </ul>						アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業の事業規模 【目標：一】 ※事業規模の目標の見直しについて2016年度上期を目途に結論を得る
	《内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等》							

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》				2016年度		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会								
PPP/PFIの推進	<p>＜⑤ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進＞</p> <p>＜⑥ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築＞</p> <p>■PPP/PFI手法について、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築</p>											
	<p>PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築(～2016年度)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>2015年12月に、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を策定し、人口20万人以上の地方公共団体等に優先的検討の枠組みを構築するよう要請</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>2016年度中に優先的検討規程が確実に策定されるよう、策定に関するきめ細かい支援措置を行うとともに、策定状況のフォローアップ等を実施する。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、PPP/PFI手法の優先的検討によるPPP/PFI手法の適用拡大を図る</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%;"> <p>2016年3月に、人口20万人以上の地方公共団体等による優先的検討規程策定の手引を策定</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>優先的検討規程が的確に運用され、着実に具体の案件形成につながるよう、運用状況のフォローアップを定期的に行い、運用上の課題や改善点について検討し、その成果を盛り込んだ運用の手引を策定する。</p> </div> </div> <p>《内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等》</p> <p>下水道、公営住宅、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの導入検討の一部要件化を検討・実施</p> <p>《国土交通省》</p>											
	<p>PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等の数 【目標：2016年度末までに100%】</p>											

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度					
PPP/PFIの推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜⑤ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進＞</p> <p>＜⑥ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築＞</p> <p>■PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームの全国的な体制整備</p>								
	地域プラットフォームの体制整備 (モデル5都市を選定)	全国への普及を図るため、ブロック単位や他の地方公共団体での地域プラットフォームの立ち上げ、関係省庁等と連携した支援の強化 【2015年度に、地域プラットフォームを10地域で形成するとともに、成功事例を横展開する地方ブロックプラットフォームを8地域で立ち上げた。】					ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数 【目標:181(2018年度)】		
	公的ストック有効活用に取り組んだ先進自治体へのアンケート調査結果の公表	地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上による案件形成の促進 【地域プラットフォームを息の長い継続的な枠組みとして定着させるため、成功事例の横展開を図るとともに、形成方法や実施内容に関するノウハウを提供するための「運用マニュアル」を作成する。】					地域プラットフォームの形成数 【目標:47(2018年度)】		
《内閣府PFI推進室、国土交通省》 ■PPP/PFI事業の進捗をモニターするために、PPP/PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額により、進捗を管理する。									
	国は、PPP/PFI事業を導入した件数、事業総額、導入により見込まれるコスト抑制額を集約・公表(2016年度～)								
	《内閣府PFI推進室》							PPP/PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額 ※アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業規模の設定をもとに目標値を設定する	

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)					
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度	2017年度					2018年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会									
	<p>                             &lt;⑦ 社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用&gt;                              &lt;⑧ 新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、                              人口減少下でも適切かどうか評価&gt;                         </p> <p> <b>【社会資本整備重点計画に基づく持続的な整備】</b>                              ■機能の最大化、高度化、多機能化(賢く使う)や、経済成長、生活の質の向上、国土強靱化等による安全・安心の確保等の分野への「選択と集中」、ストック効果の評価手法の検討                         </p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 10px 0;">                             第4次社会資本整備重点計画を策定し、「賢く投資し、賢く使う」ことによりストック効果を最大化する事業に重点化する。ストック効果の評価手法を整備し、その手法を活用して集中改革期間中にストック効果を「見える化」することにより、PDCAサイクルを徹底する                         </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 10px 0;">                             社会資本整備のストック効果について、評価手法を具体化するための、効果の客観的・定量的把握及び経済分析手法や実務的な運用方法の検討、ユーザー等が効果を実感できるような情報提供・共有の検討を継続するとともに、投資面、施設の運用面、ストック効果早期発現等の工夫を行うなど、ストック効果を最大化するための取組みを開始した。                              (国土交通省)                         </div> <p>                             《国土交通省、関係省庁》                         </p>												
							社会資本整備重点計画として重点目標達成のための事業施策の進捗状況を把握						



# 経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度	2017年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	<⑦ 社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用> <⑧ 新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価>							
	<b>【人口減少下での適切な事業評価】</b>							
	<b>■ 公共事業における事業評価の実施</b>							
	個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施（1998年度より実施）							評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業） 【既に100%実施されており、今後も継続的に実施】
	《関係省庁》							
<b>■ 新規事業採択時の評価(事前評価)における維持管理費の「見える化」</b>								
直轄の個別公共事業に関する事業評価時の費用対効果分析の中で、維持管理費を評価書の中で明示し、更なる「見える化」を図る（2015年度～）								
《国土交通省》								
<b>■ 地方公共団体が行う交付金に係る事業に関する評価の検討</b>								
地方公共団体が行う交付金に係る事業について、一定の線引きを行った上で、評価のあり方を国において検討し、その結果に基づき早期に実施するよう要請							・社会資本整備総合交付金について、計画毎の不用率、未契約繰り越し率を把握し、2017年度より公表することとした。また、事業分野ごとに整備計画の望ましい目標例を提示した。（国土交通省） ・社会資本整備総合交付金は、2017年度から、一定の線引きを行った上で、B/Cの算出を要件化することとした。（国土交通省） ・農山漁村地域整備交付金のうち、B/Cの算出が義務化されていない事業については、要件化が可能かどうか検討し、原則2017年度から、一定の線引きを行ったうえで、B/Cの算出を要件化することとした。（農林水産省）	
《国土交通省》								

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	<p><b>&lt;⑨メンテナンス産業の育成・拡大&gt;</b>  <b>【インフラ長寿命化計画の策定】</b>  <b>■ インフラ長寿命化計画(行動計画(地方公共団体においては公共施設等総合管理計画)及び個別施設計画)の策定</b></p>									
	<p>インフラ長寿命化基本計画の策定(2013年11月)</p> <p>《関係省庁》</p>	<p>(1)国</p> <p>インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定(～2015年度)</p> <p>個別施設計画の策定(～2020年度)</p>							<p>(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数【目標：2016年度末までに100%】</p>	
		《関係省庁》		<p>(2)地方</p> <p>〔 公共施設のストック適正化(公共施設等総合管理計画等の策定促進)に関する施策と同じ 〕</p>					<p>(再掲) 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率【目標：2020年度末までに100%】</p>	

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<b>&lt;⑨メンテナンス産業の育成・拡大&gt;</b> <b>【メンテナンス産業の育成・拡大】</b> <b>■メンテナンス産業の育成・拡大の基礎となる公共施設等総合管理計画、および個別施設計画については、それらを策定した地方公共団体数で進捗を管理するとともに、メンテナンス技術者を育成・確保するための民間資格の登録制度を活用する。</b>								
	民間資格の登録制度の活用(2015年度～)	民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保							
	《国土交通省、関係省庁》								
	「インフラメンテナンス国民会議」(仮称)を設置(2016年度～)	2016年度内に、市場を拡大するインフラメンテナンス国民会議を創設し、技術開発の促進や海外展開等を図る。(国土交通省)		産学官が連携し、民間の新技術の掘り起こしや異業種からの新規参入の促進、産業規模について検討、民間のノウハウの積極的な導入、メンテナンスに係る高度な技術者の育成				登録された民間資格を保有している技術者数 【目標：2020年度末まで増加傾向】	
「インフラメンテナンス大賞」(仮称)を創設(2016年度～)	インフラメンテナンスに係るベストプラクティスを普及し、事業者、研究者等の取組を促進								
《国土交通省、関係省庁》									
民間企業の技術・ノウハウやスケールメリットを活かして効率的な維持管理を図るため、地域建設企業の活用も図りながら複数の分野や施設の維持管理業務を複数年にわたり委託する包括的民間委託を普及									
《国土交通省》									

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度					2018年度
社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<b>&lt;⑩ 技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保&gt;</b>								
	<b>【建設業の担い手の確保・育成】</b>								
	<b>■ 適正な賃金水準の確保、社会保険等未加入対策の徹底等による技能労働者の処遇改善</b>								
	元請・下請間での法定福利費の確保に向けた取組等、社会保険未加入対策を徹底								
	《国土交通省、関係省庁》	建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築(2016年度後半に試行運用、2017年度の運用開始を目指す)						建設業許可業者の社会保険への加入率 【目標：2017年度を目途に100%】	
	ダンプینگ対策に向けて、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し働きかけを強化								
	《国土交通省、関係省庁》	「登録基幹技能者制度」(2008年度～)に基づく登録基幹技能者の数 【目標：2020年度末まで増加傾向】							
	<b>■ 若者や女性の更なる活躍の推進、教育訓練の充実強化</b>								
	若者の早期活躍を推進するため、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰(2015年度～)する等、誇りを持てる環境整備を推進するとともに、技術検定の学科試験(2級)を実務経験なしで受験可能に(2016年度～)								
・人材の確保のため、建設ジュニアマスター表彰制度の導入(2015年度開始)、技術検定の学科試験(2級)を17歳となる年度で受験可能とすること(2016年度開始)、技術検定の試験会場を拡大(建築施工管理技士では13都市から19都市)(2015年度開始)することとした。 (国土交通省) ・中長期的な担い手の確保・育成に向けた施策目標と総合的な対策について、中央建設業審議会・社会資本整備審議会に設置された基本問題小委員会において2016年6月にとりまとめる。 (国土交通省) ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連整備等による一時的な建設需要の増大に対応し、技能労働者は国内での確保に最大限努めることが基本とするが、その上で、緊急かつ時限的措置として、即戦力となり得る外国人材(技能実習修了者)の活用促進を図り、大会の成功に万全を期す。 (国土交通省)									
《国土交通省、関係省庁》									
女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(2014年度～)等を実践									
教育訓練体系の整備を目指す地域連携ネットワークの構築への支援を実施(2014年度～)									
《国土交通省、関係省庁》									
女性技術者・技能者数 【目標：2019年を目途に2014年比で倍増を目指す】  35歳以下若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数 【目標：-】 ※目標値の設定は行わず、企業数の変化をモニターする									

# 経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度					2018年度
社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<b>&lt;⑪ 新技術・新工法の活用や施工時期の平準化など建設生産システムの生産性の向上を推進&gt;</b> <b>【建設生産システムの生産性の向上】</b> <b>■ 新技術・新工法の活用</b>								
	民間事業者等により開発された新技術を公共工事等において積極的に活用・評価するため「公共工事等における新技術活用システム」(NETIS)を運用(2001年度より)							現場実証により評価された新技術の件数 【目標：－】 ※数値目標は設定せず、件数をモニターする	
	《国土交通省、関係省庁》								
	ICT技術の活用により高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保等を図る。(2008年度※～) ※情報化施工の試行開始								
《国土交通省》									
生産性の飛躍的な向上を目指すべく、検討委員会等を開催し、集中改革期間中に、生産性向上に関する効果の把握、生産性向上に向けたKPIの設定及びその達成に向けたプロセスについて検討し、着手する									
《国土交通省》									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報化による建設現場の生産性向上(i-Construction)を図るため、測量・設計から施工更に管理に至る全プロセスにおいて情報化を前提に新基準を導入</li> <li>・新基準により生産性向上を促進</li> </ul>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設生産システムの飛躍的な生産性の向上に向けた取組として、公共工事へのICTの活用のため、新たに監督・検査基準や積算基準を2015年に整備した。(国土交通省)</li> <li>・現場での建設生産システムの生産性向上のため、ICT技術を導入し施工効率の高い土工(ICT土工)を2016年度より適用する。また、ICT土工に対応できる技術者・技能者の養成を行う。(国土交通省)</li> <li>・IoTなど最新技術の動向等を踏まえるため、産学官よりなるi-Constructionを推進するコンソーシアムを2016年度に設立する。(国土交通省)</li> </ul>									
《国土交通省》									
<b>■ 施工時期等の平準化</b>									
計画的な事業の進捗管理を行い、工事・業務における適切な債務負担行為の活用や工事着手時期の柔軟な運用等により、年度内の工事量の偏りを抑制									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業の施行時期の平準化のため、施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行を推進するよう2015年12月通知し、27-28年度2箇年国債を約200億円活用した。(国土交通省)</li> <li>・地方公共団体の公共事業の施行時期の平準化のため、ゼロ県債の活用や国の取組事例を参考に平準化を推進するよう、地方公共団体に2016年2月通知した。(国土交通省、総務省)</li> </ul>									
《国土交通省》									